

京都市告示第 78 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成14年5月24日付けで認可した大江町町内会の代表者及び主たる事務所の変更の届出、平成20年4月3日付けで認可した地縁による団体馬ノ目町南部町内会の代表者及び主たる事務所の変更の届出、平成20年8月12日付けで認可した春日野町内会の代表者の変更の届出、平成19年6月14日付けで認可した灰方町自治会の代表者の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年4月21日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
大江町町内会	佐藤 嘉彦	亀山 武弘
地縁による団体馬ノ目町南部町内会	前島 俊男	川口 晴男
春日野町内会	小川 令子	川内 豊子
灰方町自治会	小田 正	中川 和之

2 代表者の住所

	変更前	変更後
大江町町内会	京都市下京区東洞院通松原下る大江町562番地	京都市下京区東洞院通松原下る大江町553番地の2
地縁による団体馬ノ目町南部町内会	京都市北区上賀茂馬ノ目町41番地の21	京都市北区上賀茂馬ノ目町27番地の13

	変更前	変更後
春日野町内会	京都市伏見区醍醐外山 街道町3番地67	京都市伏見区醍醐外山 街道町7番地の36
灰方町自治会	京都市西京区大原野灰 方町470番地2	京都市西京区大原野灰 方町166番地

3 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
大江町町内会	京都市下京区東洞院通 松原下る大江町562 番地	京都市下京区東洞院通 松原下る大江町553 番地の2
地縁による団体馬ノ 目町南部町内会	京都市北区上賀茂馬ノ 目町41番地の21	京都市北区上賀茂馬ノ 目町27番地の13

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)